

事 務 連 絡
令和2年 4月27日

三重県行政書士会長 様

県土整備部建設業課長

建設業法における建設業許可申請・届出等及び経営事項審査の受付
にかかると特例の変更について

このことについて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴い、建設業法における建設業許可申請・届出等の受付方法、並びに経営事項審査の申請方法にかかると取扱いを一部変更しましたので、貴会員への周知をお願いします。

・主な変更点

申請を行う者が「三重県内」の地域における建設業許可申請・届出について、事業年度終了に伴う届出は「原則、郵送による受付」に変更します。

また経営事項審査の申請受付について、持参による受付の場合は、当日書面審査を基本とします。

【事務担当】

建設業課建設業班 宮崎 落合

TEL 059-224-2660

FAX 059-224-3290